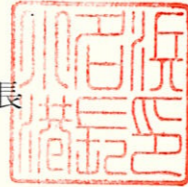


## 港長公示第11号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成22年12月10日

小名浜港長



### 小名浜港第3号ふ頭南側付近海面における航泊の禁止について

小名浜港第3号ふ頭南側付近の下記区域において、橋梁建設に用いる栈台（鋼管杭、ジャケッ、鉸桁等）が仮設されているため、下記により小名浜港長の許可を受けた船舶以外の一般船舶の航泊を禁止する。

#### 記

#### 1 期間

平成22年12月21日から当分の間

#### 2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び二とイを結んだ線により囲まれた海面

イ 小名浜港第二西防波堤東灯台から30度20分24秒 2,275メートルの地点

(北緯36度56分17.99秒、東経140度53分51.12秒)

ロ イ地点から60度31分48秒 32メートルの地点

(北緯36度56分18.46秒、東経140度53分52.18秒)

ハ ロ地点から330度49分48秒 148メートルの地点

(北緯36度56分22.72秒、東経140度53分49.26秒)

ニ ハ地点から284度21分00秒 40メートルの地点

(北緯36度56分23.00秒、東経140度53分47.69秒)

#### 3 標識

(1) 上記イ及びロの地点には、標識灯（灯色：緑色、灯質：4秒1閃光、同期点滅）が設置される。

(2) 上記ハ及びニの地点には、標識灯（灯色：黄色、灯質：4秒1閃光、同期点滅）が設置される。

(3) 栈台上には、複数の簡易標識灯（灯色：黄色）が設置される。

#### 4 備考

橋梁建設工事の終了時期は、平成25年度を目標として進められており、栈台は橋梁建設工事が終了するまでの間、海上に仮設される。

#### 略図

#### 小名浜港

